

CH-53E大型輸送ヘリコプターの炎上・大破事故に対する意見書

去る10月11日午後5時20分ごろ、米軍普天間飛行場所属のCH-53Eヘリコプターが東村高江の民間牧草地で炎上・大破する事故が発生した。

最近の米軍機の重大事故や民間空港等への相次ぐ緊急着陸は深刻な異常事態であり、民間地域で頻発している事からも即時飛行訓練を中止すべきである。

同型機が嘉手納飛行場を離着陸するのが確認されていることから、一步間違えれば基地周辺住民を巻き込む大惨事になりかねず、大きな不安と恐怖を与えている。

平成16年に発生したCH-53D大型輸送ヘリコプターが沖縄国際大学へ墜落事故を起こした時には、構内という民間地域であるにもかかわらず米軍が現場への立ち入りを阻止した。また、放射性物質「ストロンチウム90」がヘリから飛散し、人体への影響が懸念される重大事故であったが、矮小化を図り、日本側の主権行使が著しく制約を受け治外法権的な事が行われた。今回の事故においては、在沖米海兵隊は放射能の存在を認め、検知されたにもかかわらず、日本側の立ち入り調査を認めていない。さらに、平成25年に宜野座村キャンプハンセン基地内にHH-60救難用ヘリコプターが墜落した時には、長く立ち入り調査が認められず、土壌汚染により宜野座村は大川ダムから約1年間、取水を止めざるを得ない事態に陥った。今回の事故が新川ダムに近く、土壌・水質汚染のみならず県民の死活にかかわる問題であり、生存権を脅かすことは断じて許されない。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 老朽化したCH-53Eヘリコプター及び同型機の飛行を禁止させること。
- 2 民間地上空及び水源地上空での米軍機の飛行訓練を即時中止させること。
- 3 事故の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表を行うこと。
- 4 東村高江周辺6カ所のヘリパッド使用を禁止させること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長